

花野井小 学校いじめ防止基本方針

柏市立花野井小学校

平成26年4月1日策定

見直しの履歴

平成27年3月1日	平成27年10月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日
平成30年4月1日	平成31年4月2日	令和2年4月2日	令和2年12月11日
令和3年4月2日	令和4年4月5日	令和5年9月5日	令和6年4月1日

1 定義・基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号以下「法」という)第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人一人が、「いじめほどの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめを苦に自らその命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければならない。

2 組織

(1) 生徒指導部会

毎月実施する生徒指導部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の生徒指導担当者、養護教諭等の代表者が参集し、各学年・学級の気になる児童等やいじめの状況についての情報交換をしたり、年間計画、いじめアンケート等の見直しや提案を行ったりする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童等についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童等への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童等について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策会議

重大ないじめの状況が確認された(又は認知された)際、臨時的に設置される。解決までの中核的な役割を担う。構成員は、管理職、生徒指導主任、該当学年主任担任、教育相談担当及び関係職員等とする。

(5)組織図

別紙のとおり

3未然防止

(1)学級経営

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や子供同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

① 児童等理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童等がいる。そのすべての児童等の心を理解する必要がある。その上で、児童等個々の人格の完成をめざし、児童等個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。難しい児童等もいるが、そのような児童等にこそ、深い理解と愛情、特別な支援が必要となる。クラス全員を、目的を持って導いていくことがいじめのない有意義なクラスづくりの基本となる。(→面談・聞き取りによる児童等理解と愛情深い言葉かけ)

② 居場所づくりと自己有用感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送れる児童等は、学校でのストレスが低い傾向があり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童等個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が良い方向へ導く効果的な方法となる。(→係活動等の諸活動、部活動・委員会への参加助言。効果的な場面をとらえての肯定的な言葉かけ)

③学級集団

児童等が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ児童等理解を深めること。規範意識を醸成すること。3この3点を重視し、「いじめをしない、させない、傍観しない」ことが正しいと認められる集団を目指す。

④組織対応

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、職員全員で児童等全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。さらに部活動、委員会、学団、全校体制で児童等に関わっていくという考えを持ちたいものである。(→学年主任を中心とした全職員での指導。児童等の良い情報も伝えあい児童等を褒める。)

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までを視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておく必要がある。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手抜きのないきちんとした指導をしていく必要がある。(低学年：しっかりとしたしつけと生活習慣を身に付けさせる。中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年：児童等個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる等)

⑥学級経営アドバイザーの活用

学級経営・生徒指導に高い知見を持った学級経営アドバイザーが、状況を把握や要望に応じて個別の支援を行う。さらに、授業者の支援等も行う。

⑦スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣

臨床事案の個別支援や重大事案や緊急時案のためにスクールカウンセラー(SC)が派遣される。又、いじ

めや不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒の様々な問題行動に対してスクールソーシャルワーカー（SSW）が定期的に訪問する。

(2) 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について考えさせる。年間35時間の授業時数を行うことは当然のことであるが、学校生活全体を通じて、適宜、事案にそって考えさせ指導することでさらに高まっていく。

(3) 教科指導

千葉県教育委員会は平成31年度生徒指導充実のための基本方針の1つとして、「生徒指導の機能を生かした『わかる授業』の展開」を挙げている。このことは、小グループ活動等で、お互いの考えや意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものである。

(4) 学校いじめ基本方針の策定

学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

4 早期発見

(1) 教育相談週間

毎学期実施している教育相談は全員と実施するようにする。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。特に話がない、という児童等についても、短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いを持たせるようにする。このことにより、思いがけず、児童等理解が深まるものである。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。教育相談日より等により、スクールカウンセラー活動日等を保護者に周知する。

(2) いじめアンケート

毎月実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。いじめか否かの判断は、冷静に行う。いじめられていないとの回答に安心せず、客観的な判断も必要である。また、学期末に行うアンケートの保管期間は5年間とする。

(3) 日ごろの観察

児童等と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童等を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童等の相談に応じられるような心構えを持っておく。

5 早期対応

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。重大ないじめ事案は法第23条第6項に基づき直ちに警察署生活安全課及び千葉県児童相談所に相談・報告を行い、支援を要請する。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・ 該当児童等が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
- ・ 高学年の女子については、男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく等の配慮をする。
- ・ 児童等の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いることのないように配慮する。
- ・ 客観的・冷静に事実を聞き取り、必ず記録する。

- ・聞き取りに際しては、被害児童等を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強要せず、本人同士が納得できることが大切である。加害児童等へは、今後の励ましを込めて指導する。重大ないじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及びカウンセリングを行い再発防止に努める。

(4) 保護者連絡

どこで連絡を入れるかはとても大切である。いじめが発覚した日に一度は連絡を入れ、状況説明、聞き取りでわかったこと等を両保護者に伝える。翌日以降は、聞き取りの進捗状況等を必要に応じて連絡し、児童等の変化、学校の対応等を誠意をもって伝えていく。そのためには素早い対応が大切となる。

<注意点>

法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められる。

(5) ネットいじめへの対応

ネットトラブルに対して、誠意をもって対応することは当然である。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁である。

※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

(6) 原因究明

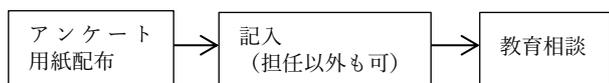
いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(7) 見守り

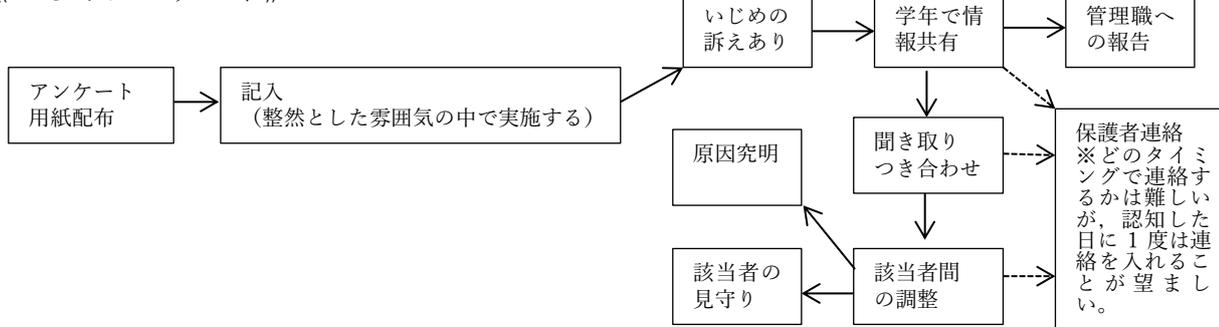
いじめが継続していないか、さらに見えないところで行われていないか等、見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。また、必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

【いじめ発見から対応までの流れ】

《教育相談》



《いじめアンケート》



6 関係機関等

(1) 教育委員会

毎月行う、いじめアンケートの結果を学期ごとに市教委へ報告することはもちろんだが、困難事例は、柏市問題対策支援チーム（指導課・児童生徒課）に派遣要請をし、指導助言を受ける。

(2) 補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼するなど、先手の指導を欠かさない。

(3) 幼保こ小（中）

小学校入学前の子ども同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童等理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童等がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事態発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

7 保護者・地域

(1) 啓発

児童等の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にインターネットに係わるいじめの特徴やその予防法、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

(2) 保護者相談日

保護者相談日を設けることにより、保護者からの情報提供を迅速に出来るようにする。

(3) あいさつ運動

保護者、地域ボランティアは、朝の挨拶を通して、子どもたちを見守ると共に、地域の一員としての意識を持ってもらうことを第一歩とする。児童等にとっては、大切にしてもらえているとの安心感を持たせることができる。

8 重大事態発生時

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事態の意味

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月（抜粋）】

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
暴行を受け、骨折した。投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

(3) 対処

①教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)

・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わない。

②市教委と相談の上、いじめ対策会議を立ち上げる

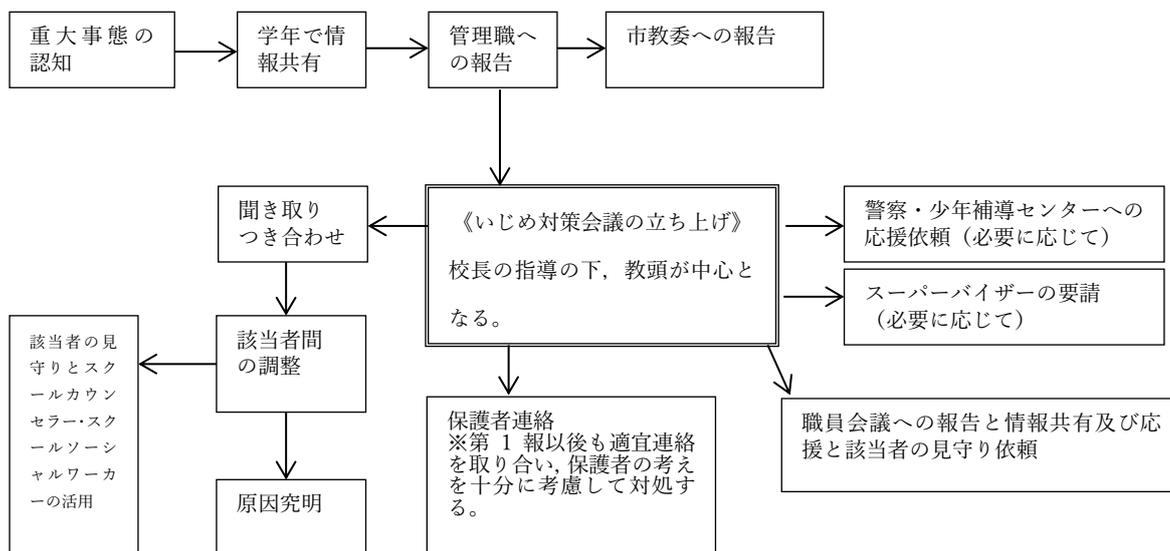
③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。

④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。

⑥ 上記結果を児童等及び保護者に提供する。

⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

【重大事態発生時の対応】



9 公表、点検、評価等

(1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検する。

(2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

10 年間活動計画

別紙2のとおり

組 織 図

